区分	その他

共　　通

件名	医療用・コンディショニング用消耗品の調達 （単価契約）
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	スポンサー供給優先権に基づく特別契約 （特命随意契約）

内　　容

【目的】
　競技会場などにおいて医療サービスを提供するにあたり必要となる医療用・コンディショニング用消耗品の調達を依頼する。

【品目及び品目数】
　計123品目
○医療用消耗品
　・診療・処置用具（絆創膏、ガーゼ、包帯等）
　・感染症対策物品（マスク、手袋等）
○コンディショニング用消耗品
　・コンディショニング用消耗品(テーピング、コンディショニング用アイスバス等)

【契約期間】
　契約確定日から令和７年９月21日まで

契約方法が競争入札以外の場合の理由

○令和６年７月９日に締結したスポンサー契約（カテゴリー：イベント医療サービス）により供給優先権を有する事業者と財団契約・調達細則22条に基づき特別契約を締結する。

契約締結前付議理由

付議基準	

入札・契約手続き等確認結果

所管部署	競技運営室医療部医療サービス課 FA：Medical

契約・調達案件　個別確認表（契約手続実施前）

案件名	医療用・コンディショニング用消耗品の調達（単価契約）
契約方式	特別契約（特命随意契約）

確認の視点	確認内容	備　考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	●本案件は、公益財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備・運営における医療用・コンディショニング用消耗品の調達に係る事業であり、財団の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が明記されていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	●大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
公費の対象として適切なものであること	●東京の価値向上に資する大会開催に向け、必要な環境整備を行う経費であることを確認した。	
契約方式の精査・確認		
契約方式が妥当なものであること	●競争入札によらずその事業者以外には契約の履行ができない等の理由により特定の事業者を指定する方式が妥当であることを確認した。	

区分	その他

共　　通

件名	医療備品の借入れ
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	スポンサー供給優先権に基づく特別契約 （特命随意契約）

内　　容

【目的】
　競技会場などにおいて医療サービスを提供するにあたり必要となる医療備品の借入れを依頼する。

【品目及び数量】
○点滴棒・点滴台　　20台
○診察台　　77台
○リカバリー用アウトドアコット　14台

【契約期間】
　契約確定日から令和７年９月30日まで

契約方法が競争入札以外の場合の理由

○令和６年７月９日に締結したスポンサー契約（カテゴリー：イベント医療サービス）により供給優先権を有する事業者と財団契約・調達細則22条に基づき特別契約を締結する。

契約締結前付議理由

付議基準	

入札・契約手続き等確認結果

所管部署	競技運営室医療部医療サービス課 FA：Medical

契約・調達案件　個別確認表（契約手続実施前）

案件名	医療備品の借入れ
契約方式	特別契約（特命随意契約）

確認の視点	確認内容	備　考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	●本案件は、公益財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備・運営における医療備品の借入れに係る事業であり、財団の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が明記されていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	●大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
公費の対象として適切なものであること	●東京の価値向上に資する大会開催に向け、必要な環境整備を行う経費であることを確認した。	
契約方式の精査・確認		
契約方式が妥当なものであること	●競争入札によらずその事業者以外には契約の履行ができない等の理由により特定の事業者を指定する方式が妥当であることを確認した。	

区分	その他

共　　通

件名	医療備品の購入
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	スポンサー供給優先権に基づく特別契約 （特命随意契約）

内　　容

【目的】
　競技会場などにおいて医療サービスを提供するにあたり必要となる医療備品等の調達を依頼する。

【品目及び品目数】
　計13品目
〇搬送用備品（車いす、脚付きストレッチャー、スクープストレッチャー、担架等）
〇アイスバス関連備品（アイスバス、布担架等）

【契約期間】
　契約確定日から令和７年９月21日まで

契約方法が競争入札以外の場合の理由

〇令和６年７月９日に締結したスポンサー契約（カテゴリー：イベント医療サービス）により供給優先権を有する事業者と財団契約・調達細則22条に基づき特別契約を締結する。

契約締結前付議理由

付議基準	

入札・契約手続き等確認結果

所管部署	競技運営室医療部医療サービス課 FA：Medical

契約・調達案件　個別確認表（契約手続実施前）

案件名	医療備品の購入
契約方式	特別契約（特命随意契約）

確認の視点	確認内容	備　考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	●本案件は、公益財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備・運営における医療備品の購入に係る事業であり、財団の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が明記されていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	●大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
公費の対象として適切なものであること	●東京の価値向上に資する大会開催に向け、必要な環境整備を行う経費であることを確認した。	
契約方式の精査・確認		
契約方式が妥当なものであること	●競争入札によらずその事業者以外には契約の履行ができない等の理由により特定の事業者を指定する方式が妥当であることを確認した。	

区分	その他

共　　通

件名	令和７年度会計監査業務委託
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	特別契約（特命随意契約）

内　　容

【目的】
　財団の行う組織運営及び事業活動に関して、会計的取引の妥当性や財務情報の信頼性の確保を目的として、財団を委託者として、受託者に対し、令和７年度の会計監査業務の委託を行う。

【主な業務内容】
〇計算書類について、法令等の規定に基づき行う監査業務
〇財団理事・監事との情報共有・連携業務
〇財団の内部監査部門との情報共有・連携業務
〇四半期ごとに開催する三様監査意見交換会の場での情報共有・意見交換等　※契約期間内に４回開催予定

【契約期間】
　契約締結日から、締結日の属する事業年度の財務諸表等についての監査報告書を提出し、監事の監査を受け、当該監査が終了する日まで

契約方法が競争入札以外の場合の理由

〇本委託は、「令和６年度会計監査業務委託」に引き続くものであり、被特命事業者は第３回評議員会において財団の会計監査人として選任された。

〇「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第73条において、「監事設置一般社団法人においては、社員総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。」と定められ、同法第177条において一般財団法人についても準用されている。

〇財団の監事は、現在の会計監査人を再任すること及び本再任について第２回定時評議員会の議案としないことを決定したことから、財務規程第35条第１項第4号のイに則り特別契約を締結する。

契約締結前付議理由

付議基準	

入札・契約手続き等確認結果

所管部署	監査室監査課

契約・調達案件　個別確認表（契約手続実施前）

案件名	令和７年度会計監査業務委託
契約方式	特別契約（特命随意契約）

確認の視点	確認内容	備　考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	●本案件は、公益財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備・運営における会計監査に係る事業であり、財団の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が明記されていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	●大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
公費の対象として適切なものであること	●東京の価値向上に資する大会開催に向け、必要な環境整備を行う経費であることを確認した。	
契約方式の精査・確認		
契約方式が妥当なものであること	●競争入札によらずその事業者以外には契約の履行ができない等の理由により特定の事業者を指定する方式が妥当であることを確認した。	

区分	その他

案　件　概　要

共　　通	
件名	・東京2025世界陸上サプライヤー（液体バイオ燃料）スポンサーシップ契約 ・東京2025世界陸上競技選手権大会におけるバイオ燃料等供給業務委託（単価契約）
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	一般競争入札

内　　容

○スポンサーシップ（企業協賛）を通じた大会の収入確保と、大会の安全な運営を目的として、スポンサーシップ契約者と国立競技場や練習会場等にバイオ燃料等を供給する業務委託（調達契約）の受託者を同時に募集し、同一の事業者と契約を締結

○スポンサーシップ契約の協賛基準額と調達契約の調達基準額を公表した上で、各々について入札を実施し、その入札価格の差が最小となる事業者を優先交渉者（落札候補者）に決定

【スポンサーシップ契約】
カテゴリー：液体バイオ燃料
契約期間：契約締結日から令和７年12月21日まで
協賛基準額：３０，０００，０００円（税抜）

【バイオ燃料等供給業務委託】
概要：
国立競技場や練習会場等にバイオ燃料等を供給
契約期間：契約締結日から令和７年９月30日まで
調達基準額：４８，０００，０００円（税抜）

契約締結前付議理由	
付議基準	収入案件（スポンサー契約関係）

入札・契約手続き等確認結果

別紙のとおり

所管部署	業務室業務開発部業務開発課 FA：Marketing

スポンサー契約に向けた手続き・スケジュール

別紙

○　スポンサー契約について、以下の手続を経て、適正に審査を実施

契約・調達委員会（契約手続前）　＜ 4/7 ＞
契約・調達管理会議（契約手続前）　＜ 4/9 ＞

⇩　公示・希望票受付（4/10-4/17）

契約・調達会議（資格審査）　＜ 4/22 ＞

⇩　入札期間（5/7～5/14）

契約・調達委員会（契約締結前）　＜ 5/23 ＞
契約・調達管理会議（契約締結前）　＜ 5/28＞

⇩

WA承認　＜ ～理事会までの間＞

⇩

財団理事会　＜ 6月12日(予定)＞

スポンサー契約について世陸財団が審査した事項

契約・調達管理会議に先立ち、**世陸財団で以下の事項について審査**し、**当該契約候補者（優先交渉者）と契約することを了承**

審査事項	審査した内容	審査日	審査（確認）者
入札参加資格等に関する事項	■入札参加希望者について以下の点を審査 ・拠点を日本国内に有する企業、団体等の法人その他組織及び団体 ・公募を行った製品／サービスカテゴリーを事業内容とする者 ・入札説明書に記載する欠格事由に該当していないこと	4/7	**契約・調達委員会** （事務次長、総務部長、企画部長、財務部長、業務開発部長、原澤弁護士、黒石公認会計士） 入札説明書の参加資格要件を審査
		4/22	**契約・調達会議** （財務部長、総務課長、総合調整課長、予算課長、会計課長） 入札参加希望者の参加資格の有無を審査
利益相反に関する事項	■当財団の役職員における利益相反行為の対象となる取引相手となる者が入札参加希望者にいないこと	4/22	**業務開発部長**
入札経過等に関する事項	■ 入札参加者の入札価格を確認し、協賛金額が基準額以上、調達金額が基準額以下、かつ、調達金額から協賛金額を差し引いた額が最小となる組み合わせの事業者を契約候補者（優先交渉者）としていること ※ 契約・調達委員会では、4月10日の入札参加募集、4月22日の契約・調達会議での資格審査、5月15日の開札までの経過等も確認	5/15 開札	**業務開発部長**
		5/23	**契約・調達委員会** （事務次長、総務部長、企画部長、財務部長、業務開発部長、原澤弁護士、黒石公認会計士）

収入案件　個別確認表（契約締結前）

案件名	東京2025世界陸上サプライヤー（液体バイオ燃料）スポンサーシップ契約業務委託（単価契約）
契約方式	競争入札（一般競争入札）

確認の視点	確認内容	備　考
入札経過に関する事項		
入札額が適当であること	●財団にて、以下について適切な確認が行われたことを確認した。 ・入札参加者の入札価格を確認し、協賛金額が基準額以上、調達金額が基準額以下、かつ、調達金額から協賛金額を差し引いた額が最小となる	
契約候補者に関する事項		
入札参加資格を満たしていること	●財団にて、以下について適切な確認が行われたことを確認した。 ・拠点を日本国内に有する企業、団体等である ・公募を行った製品/サービスカテゴリーを事業内容としている	
欠格事由に該当しないこと	●財団にて、以下について適切な確認が行われたことを確認した。 ・破産手続、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受けた者でない ・東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者でない ・大会のイメージが損なわれるおそれがあるなど、スポンサーとなることが適当でないと認められる者でない	
利益相反に関する事項		
利害関係がないこと	●財団にて、以下について適切な確認が行われたことを確認した。 ・当契約の意思決定に関与する財団の役職員に、契約候補者と利害関係を有する者がいない	

区分	その他

案　件　概　要

共　　通

件名	東京2025世界陸上競技選手権大会における 輸送等業務委託
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	スポンサー供給優先権に基づく特別契約 （特命随意契約）

内　　容

【目的】
　大会における輸送や出入国を円滑かつ効率的に実施するため、大会関係者（選手、ＷＡ関係者、メディア等）への車両の運行・管理、各会場や空港での案内誘導、ビザ申請の書類作成・送付などの業務を委託する。

【主な業務内容】
〇輸送業務
　輸送実施計画の作成、バス・備品の調達、車両の運行・管理、輸送デスクの運営など
〇出入国業務
　運営マニュアルの作成、スタッフ確保・備品調達、ウェルカムデスクの運営など
〇ビザ業務
　ビザ申請マニュアル（日・英版）の校正、ビザ申請書類の作成・送付、問合せ対応など

【契約期間】
　契約締結日から2025年12月19日まで

契　約　変　更

〇令和６年12月５日付で契約締結
　契約者：近畿日本ツーリスト株式会社
　契約金額：482,610,477円（税込）

【理由】
〇本業務の発注後に、WAや関係者協議等により、業務内容や数量等に変更が生じたため、契約変更を行う。
　変更後契約額（概算）：508百万円（税込）
　増額金額（概算）：26百万円

【主な変更点】
〇WU会場→国立競技場における交通誘導員等の配置
　ウォームアップ会場が競技場に併設されておらず、発注後、10月のWAによる現地視察において、その対策の一部を示すなどにより、WAとの協議が整ったため、交通対策等に係る交通誘導員等を計上
〇国立競技場周辺の駐停車対策・待機車両の整理
　発注時点では、具体的な人員配置について、警視庁と協議を重ねていたところであった。発注後、警視庁との協議が整ったため、当該対策に係る交通誘導員を計上

所管部署	業務室宿泊輸送部宿泊輸送課 FA：Transport, Arrivals & Departures, Visas

契約・調達案件　個別確認表（契約変更）

案件名	東京2025世界陸上競技選手権大会における輸送等業務委託
契約方式	特別契約（特命随意契約）

確認の視点	確認内容	備　考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	●本案件は、公益財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備・運営における輸送等に係る事業であり、財団の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が明記されていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	●大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
公費の対象として適切なものであること	●東京の価値向上に資する大会開催に向け、必要な環境整備を行う経費であることを確認した。	
契約方式の精査・確認		
契約方式が妥当なものであること	●契約変更が妥当であることを、原契約との同一性の確保、新規発注による弊害及び経済性の比較の観点から検証を行い、確認した。	